

令和8年度世田谷区若者の居場所事業  
(地域の居場所) 補助金事業者募集要項

令和8年4月

世田谷区

## 目次

1	募集の趣旨	2
2	応募資格	2
3	募集内容	3
4	補助対象活動期間	4
5	補助額・対象経費	4
6	令和8年度募集スケジュール（予定）	5
7	応募の手順・方法	6
8	選定方法・結果通知	7
9	留意事項	6
10	物件の特記事項	9
11	問い合わせ先	9

## 1 募集の趣旨

世田谷区（以下「区」という。）では、「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に基づき、主に高校生世代から青年期（おおむね18歳以上30歳未満）の若者（以下、「青年期等の若者」という。）が、自身のニーズや特性に合った居場所を選択し、居場所での様々な人との出会いや経験等を通して、「若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる」環境づくりの推進に努めています。

このため、青年期等の若者がアクセスしやすい身近な地域に、多種多様な特色を持った若者の居場所を充実させ、居場所の選択肢を増やすとともに、居場所での出会いや経験等を通じて、若者の自立（※）への後押しを行うことを目的に、若者のための居場所づくりに取り組んでいる運営団体に対し、居場所運営に係る経費を補助する「若者の居場所補助事業」を実施します。

本募集は、区内に孤立しがちな青年期等の若者が気軽に立ち寄り、安心して安全に過ごすことができる居場所（地域の居場所）を開設し、利用者が居場所を通じて、必要な支援につながる機会を創出することを目的に、居場所の開設・運営を行う事業者を募集するものです。

### （※）若者の自立

…「様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと。」

（出典：子ども・若者総合計画（第3期）p69より）

## 2 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、対象事業を実施するNPO法人、社会福祉法人その他の団体であって、次の（1）から（8）の要件を全て満たす事業者とします。複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

- （1）東京都内に事務所又は活動拠点を有する法人又は団体であること。
- （2）若者支援の充実に関し、熱意及び見識を有していること。
- （3）本補助事業の趣旨及び区の子ども・若者施策を理解している団体であること。
- （4）区関係機関と積極的に連携をすること。
- （5）区の支援関係機関等の周知に協力すること。
- （6）区の広報活動等に協力すること。
- （7）政治活動若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。
- （8）その他、世田谷区若者の居場所事業補助金交付要綱及び必要に応じて行う区が指示する事項を遵守すること。

### 3 募集内容

#### (1) 地域の居場所事業

孤立しがちな青年期等の若者が気軽に立ち寄り、安心して安全に過ごすことができる居場所を区内に開設し、利用者が居場所を通じて、必要な支援につながる機会を創出することを目的に実施する居場所

#### (2) 対象者

主に高校生世代から青年期（おおむね18歳以上30歳未満）の若者

#### (3) 募集团体

1団体（予定）

#### (4) 実施要件

補助金の交付の対象となる地域の居場所事業は、次の①から④に掲げる要件を満たす事業になります。

##### ① 開催頻度・時間帯

ア 選定された月の翌月から**原則月1回以上**開催すること。

イ 1回の開催あたり**2時間以上**開催すること。

ウ 青年期等の若者が利用しやすい時間帯（午後・夕方・夜間等）に配慮すること。

##### ② 実施場所

実施場所については、区と事前に協議の上、賃貸物件やレンタルスペース等の物件を活用し、以下の要件を満たす場所を実施すること。

ア 青年期等の若者の利便性等事業の実施に適した場所

イ 原則、拠点となる場所を1箇所定めて実施すること。ただし、やむを得ない理由により拠点となる場所を実施できない場合は、他の場所を実施することは可とする。

ウ 10「物件の特記事項」を遵守すること。

##### ③ 職員配置

ア 常駐できる責任者を1人以上配置すること。

イ 責任者とは別に、活動の補助ができる者を1人以上配置すること。

##### ④ 居場所の機能

ア 居場所の利用は、**無料**で実施すること。

イ 青年期等の若者を広く募り、特定の者に利用を限定しないこと。また、企画内容等はある限り、多くの若者が参加できるものとする。

- ウ 青年期等の若者が一人でも気軽に立ち寄れる敷居の低い居場所であること。
- エ 青年期等の若者が安心して自分らしく過ごせる安心で安全な居場所であること。
- オ 性別等によって、居場所の利用に偏りが出ないように雰囲気づくりに配慮すること。
- カ 青年期等の若者の利用を促進するため、若者のニーズに配慮した環境を整備すること。
- キ 青年期等の若者のニーズに沿ったイベント等の企画等、青年期の若者が居場所につながる工夫をすること。

#### ⑤ 飲食の提供

- ア 軽食又は簡易な食事、飲み物等の飲食物を**無料**で提供すること。
- イ 飲食の提供を通じて、利用者の**生活改善**に資するよう工夫すること。

#### ⑥ 利用者へのサポート

- ア 利用者が日頃の悩み、学校及び仕事等、気になることを気軽に安心して話せる環境及び雰囲気をつくること。
- イ 利用者の状況に応じて、可能な範囲でサポートを行うとともに、必要な支援情報の提供、支援機関等の紹介等、適切な対応を行うこと。

#### ⑦ 区関係機関及び支援者との連携

世田谷区青少年交流センターに配置の「ユースコーディネーター」をはじめとする区関係機関及び支援者と連携し、居場所の運営及び利用者へのサポート等を行うこと。

#### ⑧ 広報活動

S N S等若者の利用が多いツールを活用した広報を行う等、効果的な補助事業の周知を行うこと。

#### ⑨ 保険加入

利用者の事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

### 4 補助対象活動期間

**審査結果通知後～令和9年3月31日**

※審査結果の通知は、5月下旬頃を予定しております。

### 5 補助額・対象経費

#### (1) 補助交付額

補助交付額は、下記表の補助基準額と補助対象経費の合計額とを比べて少ない方の額となります（※1,000円未満の端数切捨て）。

区分	令和8年度補助基準額 (上限)	補助対象経費
事業運営費等	1回あたり82,500円 (1居場所あたり年間 990,000円を上限)	本事業実施に必要な人件費(職員報酬、職員諸手当及び法定福利費)、運営費(福利厚生費、交通費、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料、講師謝礼、手数料)、使用料、賃借料その他区長が必要と認める経費
備品費及び器具什器費	1居場所あたり150千円 (年額)	備品費、器具什器費

※実際の交付額を保証するものではありません。補助額は世田谷区補助金交付規則に基づき、予算の範囲内で決定します。

※対象事業を実施するにあたり、他の補助金、協賛金、寄附等の収入がある場合は、補助金の交付額からその相当額を差し引くものとします。

## (2) 補助対象経費の特記事項

- 審査結果通知日以降に支出したものが補助対象経費です。
- 以下の経費は対象外です。

- ・本事業と関わりのない経費
- ・他の助成金・補助金の交付対象となっている経費
- ・営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動にかかる経費
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する活動にかかる経費
- ・団体等の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費(例 日常的に使用する事務所の賃借料など)
- ・その他、合理性が認められないと区が判断した経費

## (3) 補助金の支払について

補助金は、交付決定後の請求に基づき、交付決定額を一括で支払います(概算払い)。

※なお、実績報告に基づき、区が補助基準に満たないと判断した経費や、補助金に残金が生じた場合等は返金していただきます。

## 6 令和8年度募集スケジュール(予定)

募集開始から事業開始までのスケジュール(予定)は下記のとおりとなります。

日 程	内 容	備考
4月15日(水)	募集開始	要事前相談

5月8日（金） 午後5時まで	応募〆切	
〽	1次審査（書類審査）	※追加で書類の提出を求められることがあります。
5月中旬	2次審査 （ヒアリング）	※別途指定する日時において、ヒアリング等を実施する場合があります。
5月下旬（予定）	事業者決定	※審査結果を通知します。

## 7 応募の手順・方法

### （1）事前相談

応募にあたっては、必ず事前に子ども・若者支援課事業担当へ相談してください（電話で予約の上、来庁願います）。

### （2）応募書類の提出

以下をご確認いただき、漏れなく応募書類を提出してください。なお、この申請に必要な費用は、全て申請者の負担となります。

#### ① 提出期限

**5月8日（金）午後5時**

#### ② 提出方法

郵送又は持参によりご提出ください。

※ 持参によりご提出される場合は、事前に電話予約の上で来庁願います。

※ 応募書類を修正する場合、修正液や修正テープ等は使用できません。訂正部分を二重線で抹消の上、余白に正しい内容を記載してください。

#### ③ 提出先

〒154-8504

世田谷区世田谷4-22-33（西棟3階305番窓口）

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

受付時間：平日の午前9時～午後5時まで

電 話： 03-5432-2585（直通）

#### ④ 応募書類

提出いただく書類については、応募書類一覧をご確認ください。

※ 応募書類は、下記区ホームページからもダウンロードできます。

区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/32476.html>

《応募書類一覧》 提出部数：正本1部、副本1部

提出書類		備考	
A	交付申請書	第1号様式	
B	執行計画書	第1号様式別紙1	
	別添1	定款（規約、会則等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は定款や規約を提出してください。</li> <li>・法人格を有しない場合は会則を提出してください。</li> </ul>
	別添2	団体の事業概要がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等団体の事業概要がわかる書類を提出してください。</li> <li>・既存の書類がない場合は新たに作成してください。</li> </ul>
	別添3	団体の資格を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は登記簿謄本を提出してください。</li> <li>※3か月以内のもの</li> <li>※コピー可</li> <li>・法人格を有しない場合は、団体創立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録を提出してください。</li> </ul>
	別添4	実施場所の概要	第1号様式別紙1別添〇 <ul style="list-style-type: none"> <li>・立面図</li> <li>・平面図</li> </ul> ※部屋ごとの面積を記入してください。
	別添5	従事者名簿	第1号様式別紙1別添1
	別添6	開設計画書	第1号様式別紙1別添2
C	事業計算書及び収支計画書	第1号様式別紙2	

※実施場所について、「建築確認済証もしくは検査済証」の提出を求める場合があります。

※追加資料の提出を求めることがあります。

## 8 選定方法・結果通知

### (1) 選定方法等

書類審査にて、事業者を選定します。ただし、書類審査の結果によっては、ヒアリング審査を実施する場合があります。

### (2) 審査の主な視点

#### ① 運営主体について

運営方針、事業効果、これまでの実績及び意気込み 等

## ② 事業内容

提案内容の充実度、実現可能性 等

## (3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全ての応募事業者に対し文書で通知します（5月下旬頃予定）。

## (4) その他

審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。また、申請内容を一部修正の上、選定される場合があります。

※補助金は世田谷区補助金交付規則に基づき、予算の範囲内で決定します。

## 9 留意事項

応募にあたっては、以下の留意事項をご確認ください。

- ・応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- ・応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とします。
- ・応募書類等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、受け付けません。
- ・提出された応募書類は原則、返却しません。
- ・提出された応募書類は、選定・審査以外に提出者に無断で使用しません。選定された応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとします。
- ・応募書類提出後は、原則、応募書類に記載された内容の変更を認めません。ただし、区が必要と認める場合は、内容の修正や追加書類の提出を求めることがあります。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・区が提供する資料は、本件の応募以外の目的で使用することを禁じます。
- ・区は、この案件に応募した者の団体名及び選定理由（審査経過等）等を公表することができます。
- ・選定された事業予定者は、事業実施にあたり、事業内容等について詳細を区と協議するとともに、区の事業に協力してください。
- ・選考結果を待たず物品購入等の準備を開始することは妨げませんが、そのことにより不利益（先行して工事等準備を開始したが、選定されなかった等）が生じても区は責任を負いません。

## 10 物件の特記事項

### (1) 用途地域について

用途地域は必ずご確認ください。

- ・第一種低層住居専用地域では、単独施設としての整備ができず、独立した住居（共同住宅は含まない）の一部（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の延べ床面積が50平方メートル未満かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満（兼用住宅））としてのみ整備可能です。
- ・第一種低層住居専用地域以外では、独立した施設として整備が可能ですが、地域によっては整備面積に制限があります。例えば第二種低層住居専用地域では150平方メートル以内、第一種中高層住居専用地域では500平方メートル以内となります。

### (2) 耐震について

昭和56年6月以降の建物（木造住宅含む）については、建築確認済証もしくは検査済証の確認ができること。昭和56年5月31日以前に着工した建物については、下記の耐震基準を満たしていること。

《耐震基準》

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他… Is 値おおむね0.7 超え

木造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Iw 値おおむね1.1 超え

※現状の耐震性能が不明な場合は耐震診断が必要となります。また、基準を満たさない場合には開設までに耐震改修を行い、基準を満たす必要があります。

### (3) 消防について

応募前に管轄消防署に対し、実施内容や図面などを元に事前協議を行い、必要な届出等の確認をしてください。選定後は必要な届出を行うなど、その指導内容に従ってください。

## 11 問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（西棟3階305番窓口）

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

受付時間：平日 午前9時～午後5時